

# 医師の働き方改革について

～特定労務管理対象機関の指定の流れ～

令和5年2月9日

北海道 保健福祉部 地域医療推進局 地域医療課

# 特定労務管理対象機関の指定に係る都道府県・医療機関の手続の流れ

2022.4  
(R4.4)

2024.4  
(R6.4)

都道府県

医療機関

評価センター  
評価結果受領

指定申請  
受付

都道府県  
医療審議会  
意見聴取

指定結果  
通知

指定公示  
評価公表

評価センターの評価

B水準  
連携B水準  
C-1水準  
C-2水準

時短計画案  
作成

評価センター  
評価受審

評価センター  
評価結果受領

指定申請  
提出

指定結果  
受領

C水準に関する追加事項

C-1水準

臨床研修・専門研修プログラム／カリキュラム内へ  
時間外労働時間数明示

C-2水準

C-2水準関連  
審査受審

審査結果受領

厚生労働大臣（審査組織）の確認

時短計画：医師労働時間短縮計画  
評価センター：医療機関勤務環境評価センター

# 特定労務管理対象機関の対象となる医療機関

<p>特定地域医療提供機関 (B水準)</p>	<p>1 次のいずれかに該当すること。</p> <p>(1) 救急医療を提供する医療機関であって次のいずれかに該当</p> <p>ア 医療計画において三次救急医療機関として位置づけられている</p> <p>イ 医療計画において二次救急医療機関として位置づけられ、かつ次の要件を満たすもの</p> <p>(ア) 年間の救急車受入件数が1,000件以上または診療時間外、休日、夜間に入院となった患者数が年間500人以上</p> <p>(イ) 医療計画における5疾病の治療または予防に係る事業並びに5事業の確保について重要な役割を担う医療機関</p> <p>(2) 居宅等における医療を提供する役割を積極的に果たす医療機関</p> <p>(3) 地域において他の医療機関では提供することが困難な医療の提供など地域における医療の確保のために必要な機能を有すると知事が認めた医療機関</p> <p>ア 「医師の働き方改革の推進に関する検討会 中間とりまとめ」に例示されているもの</p> <p>(ア) 公共性と不確実性が強く働くものとして、都道府県知事が地域医療提供体制の確保のために必要と認める医療機関</p> <p>(例) 精神科救急に対応する医療機関（特に患者が集中するもの）、小児救急のみを提供する医療機関、へき地において中核的な役割を果たす医療機関</p> <p>(イ) 特に専門的な知識・技術や高度かつ継続的な疾病治療・管理が求められ、代替することが困難な医療を提供する医療機関</p> <p>(例) 高度のがん治療、移植医療等極めて高度な手術・病棟管理、児童精神科等</p> <p>イ 上記のほか、地域医療提供体制確保の観点から、北海道医療計画に掲げる5疾病・5事業の医療連携体制の構築に重要な役割を担っている医療機関</p> <p>2 上記業務に従事する医師の時間外・休日労働時間が1年につき960時間を超える必要があると認められるものであること。</p>
	<p>連携型特定地域医療提供機関 (連携B水準)</p>

# 特定労務管理対象機関の対象となる医療機関

<p>技能向上集中研修機関 (C-1水準)</p>	<p>1 臨床研修病院または専門研修を行う医療機関であって、臨床研修医または専門研修を受ける医師をやむを得ず長時間従事させる必要があること。</p> <p>2 次のいずれかに該当すること。</p> <p>(1) 臨床研修病院にあつては、臨床研修に係る業務であつて、一定期間、集中的に診療を行うことにより基本的な診療能力を身に付けるために当該業務に従事する医師の時間外・休日労働時間が1年につき960時間を超える必要があると認められるものであること</p> <p>(2) 専門研修を行う医療機関にあつては、専門研修に係る業務であつて、一定期間、集中的に診療を行うことにより最新の知見及び技能を修得するために当該業務に従事する医師の時間外・休日労働時間が1年につき960時間を超える必要があると認められるものであること</p>
<p>特定高度技能研修機関 (C-2水準)</p>	<p>1 特定分野（専門研修における19基本領域において、高度な技能を有する医師を育成することが公益上特に必要と認められる医療の分野）における高度な技能を有する医師を育成するために当該技能の修得のための研修を行う医療機関であつて、当該研修を受ける医師（技能研修計画が作成された者であつて、当該技能を修得のための研修を受けることが適当であることについて厚生労働大臣の確認を受けた者）をやむを得ず長時間従事させる必要があること。</p> <p>2 当該研修を受ける医師は、次に掲げる事項を記載した高度な技能を修得するための研修に関する計画が作成された者であつて、研修を受けることが適当であることについて、厚生労働大臣の確認を受けた者であること。</p> <p>(1) 計画期間</p> <p>(2) 研修において修得しようとする技能に係る特定分野に関する事項</p> <p>(3) 当該技能の内容に関する事項</p> <p>(4) 上記のほか、当該技能の修得に関する事項</p> <p>3 医師を長時間従事させる必要がある業務は、高度な技能を修得するための研修に係る業務であつて、当該業務に従事する医師の時間外・休日労働時間が1年につき960時間を超える必要があると認められるものであること。</p>

# 医師労働時間短縮計画について

## 1 概 略

### (1) 作成対象医療機関

- 年間の時間外勤務が960時間を超える医師が勤務する医療機関（令和5年度末までの計画を作成。努力義務）
- 連携B、B、C水準の指定を受ける予定の医療機関（令和6年度以降の計画案を作成後、評価センターの第三者評価を受審）

### (2) 計画期間

- 令和5年度末までの計画  
計画始期：任意の日                      計画終期：令和6年3月末日
- 令和6年度以降の計画  
計画始期：令和6年4月1日              計画終期：始期から5年を超えない範囲内で任意の日

### (3) 計画の対象医師

- 計画の作成単位は医療機関を原則とし、計画の対象職種は医師のみ
- 当該医療機関に勤務する医師全員を計画の対象とすることも可能だが、長時間労働を行う個々の医師に係る計画や、長時間労働が恒常的となっている診療科に限定して作成することも可能
- 複数の特例水準の指定を受けようとする場合は、一つの計画としてまとめて作成することも可能

## 2 記載事項

### (1) 労働時間と組織管理（共通記載事項）

- 労働時間数
- 労務管理・健康管理
- 意識改革・啓発
- 作成プロセス

### (2) 労働時間短縮に向けた取組（任意の取組を記載）

- タスク・シフト／シェア
- 医師の業務の見直し
- その他の勤務環境改善
- 副業・兼業を行う医師の労働時間の管理
- C-1水準を適用する臨床研修医及び専攻医の研修の効率化

# 評価センターの評価受審申込から評価結果受取までのスケジュール

(医療機関勤務環境評価センター資料から抜粋して作成)

## 評価センターの業務

- |                                 | (受付からの月数) |
|---------------------------------|-----------|
| • 医療機関に対する書面評価の案内               | —         |
| • 医療機関から書面書類受領→サーベイヤー割振・書面評価の依頼 | 受付        |
| • 書面評価実施→審査部会委員と協議→報告書提出        | 1~2カ月     |
| • 評価委員会審議                       | 2~3カ月     |
| • 評価委員会審議結果を医療機関及び都道府県に報告       | 3~4カ月     |
| • 都道府県(医療審議会相談含む)で審議承認          | 都道府県にて対応  |
| • 指定の公示、各医療機関に結果報告、評価センターにも報告   | 都道府県にて対応  |

評価センターへ書面評価の書類を提出してから評価結果を受け取るまでに、最低でも4ヶ月の時間がかかることをご了承ください。また、評価結果を受け取ったあとに、改めて都道府県への指定申請が必要となります。このため、その指定に向けた手続きの時間から逆算して、評価センターの申請時期をよくご検討いただくようお願いします。

# C-1水準の指定に係る都道府県・医療機関の手続きの流れ

医療機関

必要書類を揃えて都道府県へC-1水準（プログラム／カリキュラム別）の指定申請

特に、各プログラム／カリキュラムの「研修医療機関における時間外・休日労働想定最大時間数の記載」が明示されている資料を添付（※）

※ 医政局医事課医師臨床研修推進室または各学会が求める、各医療機関における時間外・休日労働想定最大時間数の明示方法に沿って作成した資料で代用することも可能。

C-1水準指定申請受付

地域医療対策協議会における議論 ⇒ C-1水準指定の妥当性を判断

C-1水準を医療機関へ適用することにより、地域における臨床研修医や専攻医等の確保に影響を与える可能性があり、地域医療介護総合確保基金事業の計画や医師確保関連予算の執行計画等、都道府県の実情に照らし、医師の確保を図るために必要と思われる事項について協議を行い、地域の医療提供体制への影響を確認する。

※ C-1水準の指定が申請されていない場合であっても、都道府県独自の調査等に基づき、地域医療対策協議会におけるC-1水準指定に関する議論を行うことは可能。また、議論のために地域医療対策協議会を複数回開催することも可能。

議論の結果を反映

医療審議会における議論 ⇒ C-1水準の指定を判断

C-1水準を医療機関へ適用することが地域の医療提供体制の構築方針（医療計画等）と整合的であること及び地域の医療提供体制全般としても医師の長時間労働を前提とせざるを得ないことについて議論を行う。その際、地域の医療提供体制は、地域の医師の確保と一体不可分であるため、地域医療対策協議会における議論との整合性を確認する。

C-1水準指定結果通知

- 臨床研修においては、基幹型臨床研修病院の年次報告の締切が毎年4月30日である。「研修医療機関における時間外・休日労働想定最大時間数」については、令和5年4月30日を締切とする年次報告から記載事項とする予定である。年次報告は研修プログラムとともに病院ホームページに公表される。
- 専門研修においては、基幹施設がプログラム／カリキュラムを作成し、基本領域学会の一次審査、日本専門医機構の二次審査を経て、例年秋頃に認定され、その後専攻医の募集が開始される。

都道府県

## C-2水準の指定に係る都道府県・医療機関の手続きの流れ

医療機関

審査組織へ各分野別医療機関申請書及び技能研修計画を医療機関がとりまとめて申請し、審査受審

審査結果を受領

必要書類を揃えて都道府県へC-2水準（分野別）の指定申請（※）

特に、審査組織に申請した医療機関申請書、及び指定後すぐに水準適用の該当者がいる場合は該当者の技能研修計画（匿名化）、並びに審査組織による審査結果の通知書を添付

※申請時点で、その分野におけるC-2水準適用該当医師がない場合でも申請が可能

C-2水準指定申請受付

医療審議会における議論 ⇒ C-2水準の指定を判断

C-2水準を適用することにより、地域における高度な技能が必要とされる医療の提供体制に影響を与える可能性があることから、地域の医療提供体制への影響及び構築方針との整合性を医療審議会において確認する。

C-2水準指定結果通知

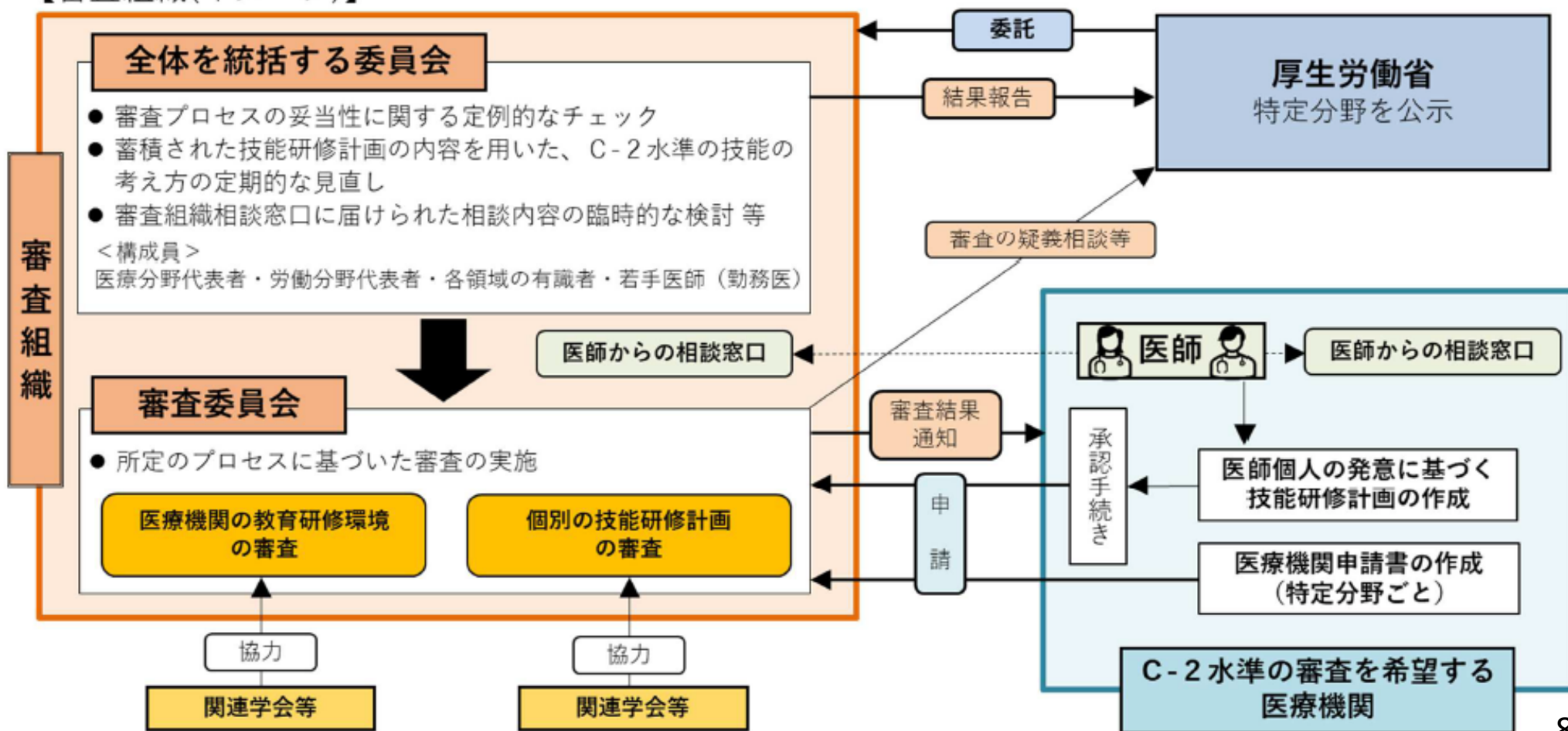
都道府県

○ 申請時点で、その分野におけるC-2水準適用該当医師がない場合であっても、令和6年度以降に、その該当医師（C-2水準の技能研修計画の審査を受けた医師）が存在するようになった場合は、当該医療機関にC-2水準の業務が実在することになるため、その時点で当該医師の技能研修計画（匿名化）を都道府県に届け出るよう周知することが求められる。



- 審査組織については、C-2水準の審査業務に相当の専門性が必要になると想定されることから、関連学会等に協力を得る必要があるが、具体的な組織の運営方法については、以下のように、厚生労働省からの委託の形とし、各領域の関連学会等から審査への参加や技術的助言を得ることとする。
- 技能研修計画は、審査組織で審査を行うこととし、研修予定の具体的な技能の名称のみで審査が行われるのではなく、その計画内容を含めて審査が行われるものとする（個人の記載する当該技能の修得のために予定する症例数及びその他の業務と、設備や指導医といった医療機関の教育研修環境を総合して、技能研修計画は審査される）。

## 【審査組織(イメージ)】



# 特定労務管理対象機関の指定に係る都道府県・医療機関の手続の流れ

2022.4  
(R4.4)

2024.4  
(R6.4)

都道府県

医療機関

評価センター  
評価結果受領

指定申請  
受付

都道府県  
医療審議会  
意見聴取

指定結果  
通知

指定公示  
評価公表

評価センターの評価

B水準  
連携B水準  
C-1水準  
C-2水準

時短計画案  
作成

評価センター  
評価受審

評価センター  
評価結果受領

指定申請  
提出

指定結果  
受領

C水準に関する追加事項

C-1水準

臨床研修・専門研修プログラム／カリキュラム内へ  
時間外労働時間数明示

C-2水準

C-2水準関連  
審査受審

審査結果受領

厚生労働大臣（審査組織）の確認

時短計画：医師労働時間短縮計画  
評価センター：医療機関勤務環境評価センター

# 都道府県医療審議会における意見聴取

医師の働き方改革の推進に関する検討会 中間とりまとめ（令和2年12月22日）抜粋

都道府県医療審議会の意見聴取

（B・連携B水準）

B水準を適用することが**地域の医療提供体制の構築方針（医療計画等）と整合的であること**及び地域の医療提供体制全体としても**医師の長時間労働を前提とせざるを得ないこと**について、都道府県は、都道府県医療審議会の意見を聴く。その際、医療機関の機能分化・連携等を進めることによる将来の地域医療提供体制の目指すべき姿も踏まえることが必要であり、地域医療構想調整会議における、医療計画のうち地域医療構想の達成の推進のための協議状況を勘案し、**地域医療構想との整合性を確認することが適当**である。また、地域の医療提供体制は、地域の医師の確保と一体不可分であるため、**地域医療対策協議会における議論との整合性を確認することが適当**である。このため、実質的な議論は、都道府県医療審議会に設けられた分科会や地域医療対策協議会等の適切な場において行うことを想定している。

（C-1水準）

C-1水準を適用することにより、**地域における臨床研修医や専攻医等の確保に影響を与える可能性がある**ことから、**地域の医療提供体制への影響を確認することが適当**であり、都道府県は、都道府県医療審議会の意見を聴く。なお、地域医療対策協議会においても協議することとする。

（C-2水準）

C-2水準を適用することにより、**地域における高度な技能が必要とされる医療の提供体制に影響を与える可能性がある**ことから、**地域の医療提供体制への影響及び構築方針との整合性を確認することが適当**であり、都道府県は、都道府県医療審議会の意見を聴く。

医療法第百十三条 都道府県知事は、当分の間、次に掲げる医療のいずれかを提供するために医師をやむを得ず長時間従事させる必要がある業務として厚生労働省令で定めるものがあると認められる病院又は診療所（当該都道府県の区域に所在するものに限る。）を、当該病院又は診療所の開設者の申請により、特定地域医療提供機関として指定することができる。

- 一 救急医療
- 二 居宅等における医療
- 三 地域において当該病院又は診療所以外で提供することが困難な医療

2～4 略

5 都道府県知事は、第一項の規定による指定をするに当たっては、**あらかじめ、都道府県医療審議会の意見を聴かなければならない**。

# 特定労務管理対象機関の指定に係る都道府県・医療機関の手続の流れ

2022.4  
(R4.4)

2024.4  
(R6.4)

都道府県

医療機関

評価センター  
評価結果受領

指定申請  
受付

都道府県  
医療審議会  
意見聴取

指定結果  
通知

指定公示  
評価公表

評価センターの評価

B水準  
連携B水準  
C-1水準  
C-2水準

時短計画案  
作成

評価センター  
評価受審

評価センター  
評価結果受領

指定申請  
提出

指定結果  
受領

C水準に関する追加事項

C-1水準

臨床研修・専門研修プログラム／カリキュラム内へ  
時間外労働時間数明示

C-2水準

C-2水準関連  
審査受審

審査結果受領

厚生労働大臣（審査組織）の確認

時短計画：医師労働時間短縮計画  
評価センター：医療機関勤務環境評価センター

# 都道府県が行う指定の公示イメージ

- 改正医療法において、都道府県知事が、特定労務管理対象機関（B・連携B・C水準の医療機関）の指定を行った場合は、その旨を公示することを定めている。
- 指定の公示については、以下のように整理する。
  - （１）指定内容が具体的に分かるように、指定種別（B、連携B、C-1、C-2の別）・指定事由、指定年月日、指定期限を公表事項とする。
  - （２）指定の公示は、指定の都度、都道府県のホームページ等で行うこととする。

指定の種類（指定医療機関数）	
特定地域医療提供機関（２）	地域の医療提供体制の確保のために医師に長時間労働をさせざるを得ない医療機関
連携型特定地域医療提供機関（１）	他の医療機関へ医師を派遣し、地域の医療提供体制を支える医療機関
技能向上集中研修機関（１）	一定の期間集中的に長時間労働し技能向上を図る研修医・専攻医のいる医療機関
特定高度技能研修機関（１）	一定の期間集中的に長時間労働し特定の高度技能の修得を図る医師のいる医療機関

## ○特定地域医療提供機関・連携型特定地域医療提供機関の指定（指定期間：３年間）

医療機関名（所在地）	指定の種類	指定事由	指定日
X病院（所在地）	特定地域医療提供機関	救急医療	令和〇年〇月〇日
Y病院（所在地）	連携型特定地域医療提供機関	医師派遣	令和〇年〇月〇日
Z病院（所在地）	特定地域医療提供機関	居宅等における医療	令和〇年〇月〇日

## ○技能向上集中研修機関・特定高度技能研修機関の指定（指定期間：３年間）

医療機関名（所在地）	指定の種類	指定事由	指定日
P病院（所在地）	技能向上集中研修機関	〇〇研修プログラム	令和〇年〇月〇日
Q病院（所在地）	特定高度技能研修機関	△△分野	令和〇年〇月〇日

# 都道府県が行う評価結果の公表イメージ

## 都道府県が行う評価結果の公表イメージ（記載内容は一例）

### ○特定地域医療提供機関・連携型特定地域医療提供機関の評価結果

	指定を受けようとする 特定労務管理対象機関 の種別		医療機関勤務環境評価センターの評価	都道府県による記載（任意記載）
	指定の種類	指定事由	評価結果の概要	都道府県による支援の方針
X病院 （所在地）	特定地域 医療提供機関 （B水準）	救急 医療	労働関係法令及び医療法に規定された事項について必要な要件を満たしている。それ以外の労務管理体制の整備や労働時間短縮に向けた取組として〇〇が十分になされている。労働時間短縮も進んでいる。 <b>※労働時間短縮に寄与したと考えられる取組等について記載</b>	
	連携型特定地域 医療提供機関 （連携B水準）	医師 派遣	労働関係法令及び医療法に規定された事項について必要な要件を満たしている。それ以外の労務管理体制の整備や労働時間短縮に向けた取組として〇〇が十分になされている。労働時間短縮に向けて、自主的な取組の他、都道府県による必要な支援を講じられたい。 <b>※労働時間短縮のための取組について記載</b>	都道府県においては、労働時間のより一層の短縮のため〇〇について支援を行うこととする。 <b>※労働時間短縮に向けて必要な支援等について記載</b>
Y病院 （所在地）	特定地域 医療提供機関 （B水準）	居宅 等における 医療	労働関係法令及び医療法に規定された事項について必要な要件を満たしている。それ以外の労務管理体制の整備や労働時間短縮に向けた取組として〇〇が行われている。労働時間短縮に向けて、自主的な取組の他、都道府県による必要な支援を講じられたい。 <b>※労働時間短縮のための取組について記載</b>	都道府県においては、労働時間の短縮のため勤務環境改善支援センターを通じて必要な支援を行うこととする。
	連携型特定地域 医療提供機関 （連携B水準）	医師 派遣	労働関係法令及び医療法に規定された事項について必要な要件を満たしている。それ以外の労務管理体制の整備や労働時間短縮に向けた取組として〇〇が行われていることを訪問調査により確認した。労働時間短縮に向けた今後の取組について、都道府県による必要な支援を講じられたい。 <b>※労働時間短縮のための取組について記載</b>	医療機関により〇〇の取組が行われることを確認しており、都道府県としても必要な支援を行う。 <b>※労働時間短縮に向けて慰労機関が行う取組を記載</b>
Z病院 （所在地）	特定地域 医療提供機関 （B水準）	救急 医療	労働関係法令及び医療法に規定された事項について必要な要件を満たしている。それ以外の労務管理体制の整備や労働時間短縮に向けた取組として〇〇が行われていることを訪問調査により確認したが、見直しの必要がある。労働時間短縮に向けた今後の取組について、都道府県による必要な支援を講じられたい。 <b>※労働時間短縮のための取組について記載</b>	勤務環境改善支援センターによる支援の結果、労働時間の短縮に向けた取組の見直しが行われた。勤務環境改善支援センターを通じて引き続き支援を行っていく。

# 都道府県が行う評価結果の公表イメージ

## 都道府県が行う評価結果の公表イメージ（記載内容は一例）

### ○技能向上集中研修機関・特定高度技能研修機関の評価結果

	指定を受けようとする 特定労務管理対象機関 の種類		医療機関勤務環境評価センターの評価	都道府県による記載（任意記載）
	指定の種類	研修内容	評価結果の概要	都道府県による支援の方針
P 病院 （所在地）	技能向上集中研修機関 （C-1水準）	○○研修プログラム	労働関係法令及び医療法に規定された事項について必要な要件を満たしている。研修の効率化に向けた取組として○○が行われている。研修の効率化に向けた今後の取組について、都道府県による支援を講じられたい。 ※研修の効率化のための取組について記載	都道府県においては、勤務環境改善支援センターを通じて、必要に応じた支援を行ってまいりたい。 ※労働時間短縮に向けて必要な支援等について記載
		○○研修プログラム	労働関係法令及び医療法に規定された事項について必要な要件を満たしている。研修の効率化に向けた取組として○○が十分になされている。研修の効率化に向けた今後の取組について、都道府県による支援を講じられたい。 ※研修の効率化のための取組について記載	都道府県においては、勤務環境改善支援センターを通じて、必要に応じた支援を行ってまいりたい。
	特定高度技能研修機関 （C-2水準）	○○分野	労働関係法令及び医療法に規定された事項について必要な要件を満たしている。それ以外の労務管理体制の整備や労働時間短縮に向けた取組として○○が行われている。労働時間短縮に向けて、自主的な取組の他、都道府県による必要な支援を講じられたい。 ※労働時間短縮のための取組について記載	都道府県においては、労働時間の短縮のため勤務環境改善支援センターを通じて必要な支援を行うこととする。
Q 病院 （所在地）	特定高度技能研修機関 （C-2水準）	○○分野	労働関係法令及び医療法に規定された事項について必要な要件を満たしている。それ以外の労務管理体制の整備や労働時間短縮に向けた取組として○○が行われていることを訪問調査により確認したが、見直しの必要がある。労働時間短縮に向けた今後の取組について、都道府県による必要な支援を講じられたい。※労働時間短縮のための取組について記載	勤務環境改善支援センターによる支援の結果、労働時間の短縮に向けた取組の見直しが行われた。勤務環境改善支援センターを通じて引き続き支援を行っていく。

# 特定労務管理対象機関の令和6年4月指定に向けたスケジュール《現時点での想定》

